

在宅福祉サービス部会

【在宅福祉サービス部会とは】

在宅福祉サービス部会は、非営利有償ホームヘルプサービスをはじめとする「住民参加型在宅福祉サービス」を実施する非営利団体 59 団体により構成される。「住民参加型在宅福祉サービス」団体とは、主に家事援助サービス、介護サービス等の活動を地域住民の参加を基本に、サービスの利用者と提供者がともに団体の会員となり、非営利、有償制にて実施している団体を指す。運営主体は多様で、住民互助型、社協運営型、生活協同組合型等がある。

地域での助け合い精神のもと、きめ細かなサービスを展開する会員団体が、地域に密着した福祉の充実に向けて情報交換、情報共有や連絡調整、調査研究、知識や質の向上のための研修会等を行い、地域のセーフティーネットの構築に努めることを目的としている。

【提言項目 1】

住民参加型在宅福祉サービス活動の支援の充実

【現状と課題】

現在国では、介護保険制度改正の議論の中で、要支援者の訪問介護や通所介護を区市町村事業に移行すること、また市民参加による生活支援サービスの普及推進について検討している。

介護保険制度が導入される以前より、住民参加型在宅福祉サービス実施団体は、地域住民ならではの柔軟な発想と行動力で、高齢者や障がい者、子供等、社会的支援を必要とする人を始め、すべての人が暮らしやすい社会を目指して先駆的、開拓的に活動を行うと共に、住民が福祉に主体的にかかわりを持ち、地域福祉の担い手となれるよう人材の発掘及び育成機能（コーディネーター）の役割を担っている。

こうした活動を支援育成することは「自助・共助・公助」のしくみを進めるためにも重要となる。住民参加による循環型地域生活支援（移送サービス、家事援助、食事サービス、コミュニティカフェ等）活動に対して、以下の支援を充実されたい。

【提言内容】

- (1) 東京都は、介護保険外の高齢者福祉サービスに関する区市町村間における格差を是正するために、区市町村に対して財政的支援を講じること。
- (2) 東京都は、ボランティアやNPO等による地域生活支援（介護保険の地域支援事業の活用を想定した高齢者層の参加とコーディネーター支援を核としながらも、障がい者・子育て世帯等への参加や支援も可能とする総合的取り組みとして位置づける）の立ち上げ支援とコーディネーター人件費を助成すること。
- (3) 東京都は、UR・都営住宅・公立学校の余裕教室等の公共施設や未利用の公有地（空地等）を非営利セクターに無償または低料金にて貸与するなど、「循環型」の地域生活支援拠点の整備推進を図ること。
- (4) こうした市民による助け合い活動を社会的資源として公的に位置づけ、災害時における在宅の安否確認を行う緊急車両としての団体指定や、優先給油ができるように支援を行うこと。
- (5) 市民参加による生活支援サービスを推進するために、広域的に活動する中間支援団体が実施する生活支援サービス推進コーディネーター養成にかかる研修への財政的支援を講じること。
- (6) 現行の障害者総合支援法、地域生活支援事業においては、区市町村により様々な地域格差が認められるところである、東京都におかれては地域格差が起こらぬようガイドラインをお示し願いたい。